

花背山の家使用料の不徴収(無料)・減額、減免 及び 宿泊税に関する一覧表

区分	不徴収(無料)・減免項目	備考	花背山の家使用料	宿泊税(*ア)	提出書類
個人	学齢前		不徴収(無料)	課税しない	記入不要
	土・日曜日に使用する京都市内に在住または京都市内の学校に在学する小・中学生	土曜日の宿泊、日曜日の宿泊、土曜日・日曜日の日帰りのみ適用(金曜日の宿泊、月曜日～金曜日の祝日は適用外)			
	65歳以上の方				
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、被爆者健康手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方とその介添者	原則として、手帳をお持ちの方1名につき介添者は1名	不徴収(無料)	課税しない	【使用料不徴収等確認書】
	生活保護世帯の方				
	準要保護の方とその世帯に属する小・中学生				
	中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯				
小・中・高等学校に在籍していない18歳未満の方		1/2徴収	200円		
幼稚園(幼稚園に相当する各種学校を含む)が行う団体使用の引率者		不徴収(無料)	課税しない		
京都市内の小・中学校が行う団体使用に係る児童・生徒・引率者					
京都市内の高等学校が行う団体使用に係る生徒・引率者(部活以外)					
京都市内の高等学校が行う団体使用に係る生徒(部活利用)	引率者の使用料は生徒と同額になります。	1/2徴収	200円	・部活動…200円 ・学校行事(*イ) …課税免除	
京都市外の小・中・高等学校が行う団体使用に係る児童・生徒	引率者の使用料は生徒と同額になります。				
特別支援学校が行う団体使用に係る児童・生徒・引率者		不徴収(無料)	課税しない		
団体	児童福祉法に規定する児童福祉施設等が行う団体使用に係る児童・引率者	高校生等OBの方は対象外です。保護者や18歳未満の方は引率者に含まれません。	不徴収(無料)	課税しない	「花背山の家使用料減免申請書」
団体	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業(事業参加者の主たる構成員が中学生以下)におけるボランティア引率者	・宿泊棟・ロッジ…550円 ・キャンプ場…300円(*ア) ・日帰り…150円(*ア)	左に記載の額	200円	
	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業(事業参加者の主たる構成員が18歳以上)における18歳以上の方		1/2減額	200円	
	京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業(事業参加者の主たる構成員が高校生)におけるボランティア引率者	・宿泊棟・ロッジ…1,650円 ・キャンプ場…820円(*ア) ・日帰り…370円(*ア)	左に記載の額	200円	
	京都市立学校の教職員が行う、その職務に係る研修		免除	課税しない	
他	その他、花背山の家所長が特別な理由があると認める場合		その都度	その都度	

*ア キャンプ場を利用(テント泊)される場合は宿泊税の課税対象外となります。また、日帰りでの利用も宿泊税は課税されません。

*イ ここでいう「学校行事」とは学習指導要領における学校行事であると認められるもので、学年全体で実施されるものをいいます。

※1 上表のうち「小学校」「中学校」「高等学校」にはそれに相当する各種学校及び義務教育学校の前期課程・後期課程を含みます。

※2 上表のうち「団体使用」には保護者会等の利用を含みません。

※3 上表のうち「引率者」とは当該団体に所属し、指導的な立場にある方を指し、保護者・18歳未満の方を含みません。

※4 上表のうち「青少年健全育成団体」とは子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者育成支援事業を実施する団体を指します。

＜研修室等＞

当該団体構成員全員が宿泊等使用料が「免除」の場合	免除	対象外	「花背山の家使用料減免申請書」
京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業(事業参加者の主たる構成員が18歳以上)における18歳以上の方が使用する場合	1/2減額	対象外	
京都市内の青少年健全育成団体が行う営利を目的としない事業(事業参加者の主たる構成員が高校生)におけるボランティア引率者及び高校生が使用する場合	免除	対象外	